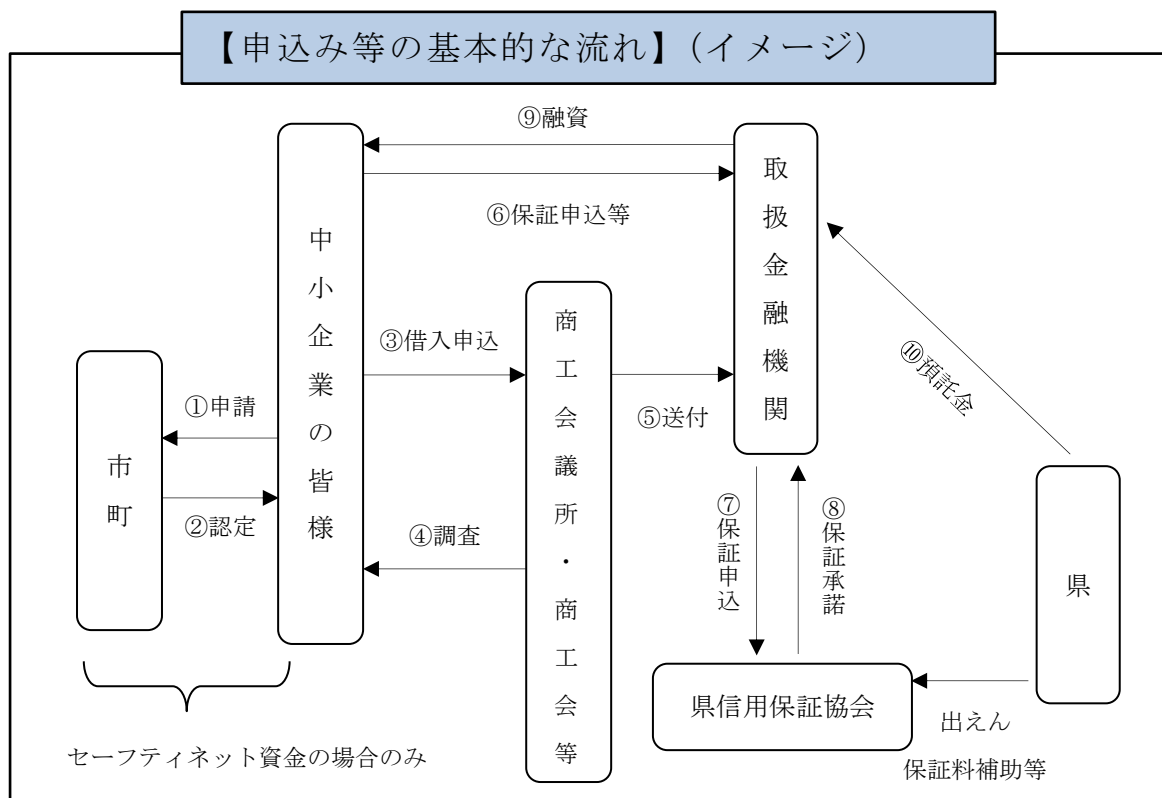


滋賀県中小企業振興資金融資制度  
**セーフティネット資金**

(セーフティネット保証**第7号**、

金融機関の経営の相当程度の合理化に伴い借入が減少している者対象)

	新規枠（運転・設備）	借換枠
融資対象者 (※1)	中小企業信用保険法第2条第5項第7号に該当する者として市町村長の認定を受けた中小企業者、協同組合等（経営安定関連保証利用者）  【市町村による認定要件】 〔認定に関する詳細は、各市町村にお問い合わせください。〕  次の①、②のいずれにも該当する中小企業者であること ① 経営の相当程度の合理化を実施している金融機関に対する取引依存度が10%以上であること  ② 当該金融機関からの直近の借入残高が前年同期比マイナス10%以上であること  ③ 金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少していること	左の市町村長の認定を受けた中小企業者、協同組合等で、次のすべてに該当する者  ①保証協会保証付融資（責任共有制度の対象となっている保証付融資および流動資産担保保証等一部保証付融資を除く）を受けている者で、借換を行うことで、経営の改善が見込まれる者 ②借換対象資金が、元本返済が開始された後6か月以上経過し、かつ遅滞なく返済されていること
融資限度額 (※2)	<u>1億円</u> (※3)	<u>2億2,000万円</u> (増額分を含む)
融資利率 (※4)	年1.0%	年1.5%
信用保証	信用保証協会保証付（80%保証） 標準保証料率 年0.80%	
融資期間 (※5)	設備資金：10年以内（据置2年以内） 運転資金：7年以内（据置1年以内）	7年以内（据置1年以内）
担保・保証人	保証協会の定めるところによる	
借入申込先	中小企業者：各商工会議所、各商工会 協同組合等：中小企業団体中央会	
取扱金融機関	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合、滋賀県信用農業協同組合連合会	



- ※1 農林水産業、金融・保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。
- ※2 セーフティネット保証第2号、4号、5号および危機関連保証分等を含め、セーフティネット資金全体（コロナ新規枠、コロナ借換枠、新規枠および借換枠）で、**新規枠1億円、借換枠2億2,000万円とします（融資残高含む）。**
- ※3 設備資金の場合、融資対象となる設備について借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがなされていないこと。
- ※4 融資利率は、今後金融情勢等により変更することがあります。
- ※5 融資期間は1年以上となります。

（特記事項）

- ・セーフティネット保証は、一般保証とは別枠で利用できます。
  - ・上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。
- また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

＜事前相談と借入申込先＞

中小企業者： 滋賀県内の各商工会議所・各商工会  
 協同組合等： 滋賀県中小企業団体中央会  
 （非会員の方も御利用いただけます）

＜制度全般の相談＞

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係